

TAKKEN

2025

スキマ時間で
頻出総まとめ

Web講座

講義録

れっく 東京リーガルマインド

0 002021 250303
TU25030

《権利関係》

第1回

テーマ①：意思表示	p2
テーマ②：代理	p6

第2回

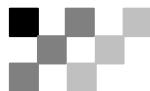
テーマ①：契約不適合責任	p10
テーマ②：相続	p14

第3回

テーマ①：物権変動	p18
テーマ②：共有	p22
テーマ③：賃貸借	p24

第4回

テーマ①：借地借家法【借家】	p26
テーマ②：借地借家法【借地】	p30



意思表示



- 1 AがBの詐欺によりBに土地を売却した場合、Aは、売却の意思表示を取り消すことができるが、その取消しをもって、Bからその取消し前に当該土地を買い受けた悪意のCに対抗することができない。
- 2 AがBの詐欺によりCに土地を売却した場合で、CがBによる詐欺の事実を知らず、知らなかつたことにつき過失がなかつたときは、Aは、売却の意思表示を取り消すことができない。
- 3 A所有の甲土地を譲り受けたBから甲土地を買い受けたCが、その際に、A B間の甲土地売買契約はBの強迫に基づくものだったことを知らず、知らなかつたことにつき過失がなかつた場合、その後にAが売買契約を取り消したときは、Cは、Aに対して甲土地の所有権を対抗することができる。
- 4 A所有の甲土地について、Aが第三者Cの強迫によりBとの間で売買契約を締結した場合、Bがその強迫の事実を知らず、知らなかつたことにつき過失がなかつたときは、Aは、A B間の売買契約に関する意思表示を取り消すことができない。

1 × 詐欺による意思表示の取消しは、取消し前に登場した善意かつ無過失の第三者には対抗できないが、悪意又は有過失の第三者には対抗できる。したがって、Aは悪意のCに対抗できるということになる。

講義録① P. 5

2 ○ 第三者による詐欺に基づく意思表示は、相手方が善意・無過失のときは取り消せない。相手方Cが善意・無過失であるので、Aは取り消すことができない。

講義録① P. 5

3 × 強迫による意思表示の取消しは、詐欺とは異なり、取消し前に登場した善意・無過失の第三者にも対抗することができる。したがって、第三者Cは、善意・無過失であってもAに対抗することができない。

講義録① P. 7

4 × 第三者による強迫に基づく意思表示は、相手方の主觀にかかわらず、取り消すことができる。詐欺とは異なり、相手方が善意・無過失でも取り消すことができる。

講義録① P. 7

5 AがBに甲土地を仮装譲渡した後、Bが、A B間の契約の事情を知らないものの、知らないことについて過失のあるCに、甲土地を売却した場合、Cは、所有権移転登記を受けていないのであれば、Aに対して甲土地の所有権を主張することができない。

6 AがBに甲土地を仮装譲渡した後、BがCに、さらにCがDに、それぞれ甲土地を売却した場合、A B間の契約の事情について、Cは知らなかつたが、Dが知っていたとき、Aは、Dに対し甲土地の所有権を主張することができない。

7 AがA所有の土地をBに売却する契約を締結した場合に、AのBに対する売却の意思表示につき法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものに錯誤があったときは、Aに重大な過失があったとしても、Aは、当然に売却の意思表示の取消しを主張することができる。

8 A所有の甲土地につきAがBとの間で売買契約を締結した場合において、Aは真意ではないことを知つていながら甲土地を「1,000万円で売却する」という意思表示を行つたが、当該意思表示がAの真意ではないことをBも知つていた。この場合、Bが「1,000万円で購入する」という意思表示をしたとしても、A B間の売買契約は無効である。

5 × 第三者は、善意でありさえすれば、過失があっても、登記を備えていなくとも、保護される。

講義録① P. 8

6 ○ 虚偽表示による契約の無効は、善意の第三者から目的物を取得した悪意の転得者に対抗することができない。

補足 第三者、転得者のいずれかが善意であれば、転得者は保護される。

講義録① P. 9

7 × 法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものの錯誤による意思表示は取り消すことができるが、表意者に重大な過失があるときは、原則として、表意者は、取消しを主張することができない。

補足 軽過失なら錯誤取消しの主張はできる。無過失までが要求されているわけではない。

講義録① P. 10

8 ○ 表意者が自分の真意でないことを知つていながら行った意思表示は、原則として有効である。ただし、相手方がそれを知つているとき、又は、知ることができたときには無効となる。

講義録① P. 13